

香川県条例第8号

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（同項第1号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営等に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 消費生活相談（法第8条第1項第2号イ及びロに掲げる事務をいう。以下同じ。）を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第5条 知事は、消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第6条 知事は、消費生活センターにおける法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の

当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）第2条の規定による改正前の法第10条第3項の規定によりされた公示は、第2条の規定によりされた公示とみなす。